

第46回大阪府医療審議会 次第

と き：平成28年11月4日（金）
午後2時から午後3時30分まで
ところ：大阪赤十字会館 401会議室

1 開 会

- (1) 医療監あいさつ
- (2) 委 員 紹 介

2 議 題

- (1) 会長及び会長代行の選出について
- (2) 医療法人部会の委員の指名について
- (3) 病院新增設部会の委員の指名について
- (4) 在宅医療推進部会の委員の指名について
- (5) 第八次看護職員需給見通し検討部会の委員の指名について
- (6) 地域医療連携推進法人の認定等の手続きについて
- (7) 報告事項等
 - ・医療法人部会及び在宅医療推進部会の決議の結果について
- (8) その他

3 閉 会

【資料一覧】

- 第46回大阪府医療審議会次第
- 大阪府医療審議会委員名簿
- 資料1-1 医療審議会根拠法令
- 資料1-2 大阪府医療審議会医療法人部会設置要綱
- 資料1-3 大阪府医療審議会病院新增設部会設置要綱
- 資料1-4 大阪府医療審議会在宅医療推進部会設置要綱
- 資料1-5 大阪府医療審議会第八次大阪府看護職員需給見通し検討部会設置要綱
- 資料2-1 大阪府医療審議会医療法人部会委員名簿（案）
- 資料2-2 大阪府医療審議会病院新增設部会委員名簿（案）
- 資料2-3 大阪府医療審議会在宅医療推進部会委員名簿（案）
- 資料2-4 大阪府医療審議会第八次大阪府看護職員需給見通し検討部会委員名簿（案）
- 資料3-1 医療法の一部を改正する法律について
- 資料4-1 医療法人部会決議の結果について
- 資料4-2 在宅医療推進部会の決議の結果について

大阪府医療審議会委員名簿（五十音順）

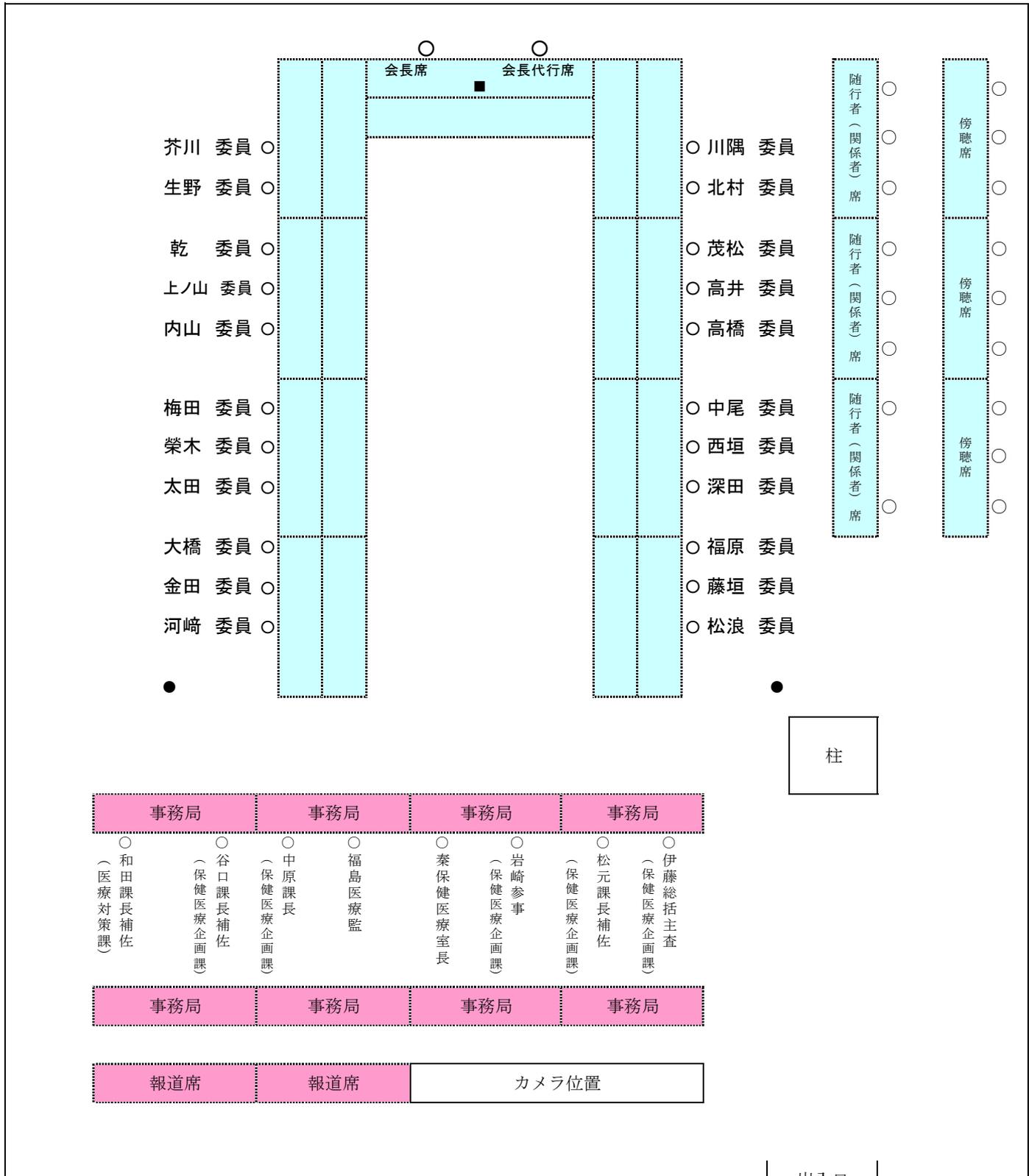
氏 名	所属団体及び役職名	
芥川 公昭 (あくたがわ こうしょう)	大阪市医師会連合会会長	新任
生野 弘道 (いくの ひろみち)	一般社団法人大阪府私立病院協会会長	
伊藤 晴彦 (いたう はるひこ)	大阪府市長会副会長	
磯 博康 (いそ ひろやす)	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科教授	
乾 英夫 (いぬい ひでお)	一般社団法人大阪府薬剤師会副会長	
上野 昌江 (うえの まさえ)	公立大学法人大阪府立大学看護学研究科長	
上ノ山 幸子 (うえのやま ゆきこ)	一般社団法人大阪エイフボランティアネットワーク会長	
内山 由紀 (うちやま ゆき)	大阪弁護士会	
梅田 ひろ子 (うめだ ひろこ)	特定非営利活動法人シーエス障害者放送統一機構理事	
榮木 教子 (えいき のりこ)	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会会長	
太田 謙司 (おおた けんじ)	一般社団法人大阪府歯科医師会会長	
大橋 章夫 (おおはし あきお)	大阪府議会健康福祉常任委員会委員長	新任
金田 透 (かなた とおる)	大阪府国民健康保険団体連合会専務理事	
加納 繁照 (かのう しげあき)	一般社団法人大阪府医療法人協会会長	
河崎 建人 (かわさき たつひと)	一般社団法人大阪精神科病院協会会長	
川隅 正尋 (かわすみ まさひろ)	健康保険組合連合会大阪連合会専務理事	
北村 良夫 (きたむら よしお)	一般社団法人大阪府医師会理事	
茂松 茂人 (しげまつ しげと)	一般社団法人大阪府医師会会長	
多賀 雅彦 (たが まさひこ)	一般社団法人大阪労働者福祉協議会副会長	新任
高井 康之 (たかい やすゆき)	一般社団法人大阪府医師会副会長	新任
高橋 弘枝 (たかはし ひろえ)	公益社団法人大阪府看護協会会長	新任
中尾 正俊 (なかお まさとし)	一般社団法人大阪府医師会副会長	
西垣 千春 (にしがき ちはる)	神戸学院大学教授	
平野 保生 (ひらの やすお)	全国健康保険協会大阪支部支部長	
深田 拓司 (ふかた ひろつか)	一般社団法人大阪府歯科医師会専務理事	
福原 毅 (ふくはら たけし)	一般社団法人大阪府病院協会会長	
藤垣 哲彦 (ふじがき てつひこ)	一般社団法人大阪府薬剤師会会長	
松浪 武久 (まつなみ たけひさ)	大阪府議会健康福祉常任委員会副委員長	新任
松本 昌親 (まつもと まさちか)	大阪府町村長会会長	

《第46回大阪府医療審議会》

会場 大阪赤十字会館 401会議室

日時 平成28年11月4日（金）午後2時～午後3時30分（予定）

配 席 図



報道・傍聴受付

議 題

1. 会長及び会長代行の選出について
2. 医療法人部会の委員の指名について
3. 病院新增設部会の委員の指名について
4. 在宅医療推進部会の委員の指名について
5. 第八次看護職員需給見通し検討部会の委員の指名について
6. 地域医療連携推進法人の認定等の手続きについて

医療法

(都道府県医療審議会)

第 71 条の 2 この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県知事における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令

(都道府県医療審議会)

第 5 条の 1 6 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

第 5 条の 1 7 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学術経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第 5 条の 1 8 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうち互選された者が、その職務を行う。

第 5 条の 1 9 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第 5 条の 2 0 審議会は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 条の 2 1 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第 5 条の 1 8 第 3 項及び第 4 項の規定は、部会長に準用する。

第 5 条の 2 2 第 5 条の 1 6 から前条までに定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

大阪府医療審議会医療法人部会設置要綱

(設置)

第1条 病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る設立の認可等に関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「医療法人部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった医療法人に関する事項について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

大阪府医療審議会病院新增設部会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府保健医療計画（平成20年大阪府告示第2620号）の公示に伴い、病院等の開設等に係る重要事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に病院新增設部会（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関する事項
- (2) 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加に関する事項
- (3) 地域医療支援病院の承認に関する事項
- (4) 病床過剰地域において地域で必要とされる下記の機能を持つ有床診療所の一般病床の設置に関する事項
 - ① 在宅医療の推進のため必要とされる有床診療所として医療計画に記載すべきもの
 - ② 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載すべきもの

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

大阪府医療審議会在宅医療推進部会設置要綱

(設置)

第1条 在宅医療の推進に関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「在宅医療推進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった在宅医療の推進に関する事項について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

大阪府医療審議会第八次大阪府看護職員需給見通し検討部会設置要綱

(設置)

第1条 看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るための基本的な資料として策定する、看護職員需給見通しに関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「看護職員需給見通し検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった看護職員需給見通しに関する事項について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員等の互選により定める。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会の委員等のうちから互選された委員等がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

大阪府医療審議会
医療法人部会委員名簿（案）

氏名	所属団体及び役職名	備考
生野 弘道	一般社団法人大阪府私立病院協会会長	
乾 英夫	一般社団法人大阪府薬剤師会副会長	
加納 繁照	一般社団法人大阪府医療法人協会会長	
川隅 正尋	健康保険組合連合会大阪連合会専務理事	
北村 良夫	一般社団法人大阪府医師会理事	
高井 康之	一般社団法人大阪府医師会副会長	
深田 拓司	一般社団法人大阪府歯科医師会専務理事	
福原 毅	一般社団法人大阪府病院協会会長	

(50音順)

大阪府医療審議会
病院新增設部会委員名簿（案）

氏名	所属団体及び役職名	備考
生野 弘道	一般社団法人大阪府私立病院協会会長	
乾 英夫	一般社団法人大阪府薬剤師会副会長	
金田 透	大阪府国民健康保険団体連合会専務理事	
多賀 雅彦	一般社団法人大阪労働者福祉協議会副会長	
高井 康之	一般社団法人大阪府医師会副会長	
高橋 弘枝	公益社団法人大阪府看護協会会長	
中尾 正俊	一般社団法人大阪府医師会副会長	
深田 拓司	一般社団法人大阪府歯科医師会専務理事	
福原 毅	一般社団法人大阪府病院協会会長	

(50音順)

大阪府医療審議会
在宅医療推進部会委員名簿
(案)

氏名	所属団体及び役職名	備考
生野 弘道	一般社団法人大阪府私立病院協会会長	
伊藤 晴彦	大阪府市長会副会長	
乾 英夫	一般社団法人大阪府薬剤師会副会長	
榮木 教子	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会会長	
河崎 建人	一般社団法人大阪精神科病院協会会長	
高橋 弘枝	公益社団法人大阪府看護協会会長	
中尾 正俊	一般社団法人大阪府医師会副会長	
深田 拓司	一般社団法人大阪府歯科医師会専務理事	
福原 毅	一般社団法人大阪府病院協会会長	
松本 昌親	大阪府町村長会会長	

(50音順)

大阪府医療審議会
第八次大阪府看護職員需給見通し
検討部会委員名簿（案）

氏名	所属団体及び役職名	備考
生野 弘道	一般社団法人大阪府私立病院協会会長	
上野 昌江	公立大学法人 大阪府立大学看護学研究科長	
榮木 教子	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会会長	
河崎 建人	一般社団法人大阪精神科病院協会会長	
北村 良夫	一般社団法人大阪府医師会理事	
高橋 弘枝	公益社団法人大阪府看護協会会長	
福原 毅	一般社団法人大阪府病院協会会長	

(50音順)

医療法の一部を改正する法律について

(平成27年改正)

(地域医療連携推進法人制度の創設・医療法人制度の見直し)

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法の一部を改正する法律の概要(平成27年法律第74号)

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設(施行日:平成29年4月2日)

(1) 都道府県知事の認定

○ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

※医療連携推進方針の記載事項については、一部省令事項

<参加法人(社員)> ※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項

・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人(社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等)。
* 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

<主な認定基準>

・ 地域医療構想区域(原則二次医療圏)を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるることができるものと定めていること。
・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること。
* 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

○ 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)
○ 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。
* 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

(3) その他

○ 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
○ 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

2. 医療法人制度の見直し

(1) 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項

- 事業活動の規模その他の事情を勘案して定める基準に該当する医療法人(負債50億円以上又は収益70億円以上の医療法人・負債20億円以上又は収益10億円以上の社会医療法人)は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。(施行日:平成29年4月2日)
- 医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者(医療法人の役員・近親者や、それらが支配する法人)との取引(当該事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ総事業収益又は総事業費の10%以上を占める取引等)の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。(施行日:平成29年4月2日)
- 医療法人に対する、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定。理事会の設置、社員総会の決議による役員を選任等に関する所要の規定を整備。(施行日:平成28年9月1日)

(2) 医療法人の分割等に関する事項 (施行日:平成28年9月1日)

医療法人(社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人等を除く。)が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

(3) 社会医療法人の認定等に関する事項 (施行日:平成28年9月1日)

- 二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われていて、厚生労働省令で定める基準(隣接市町村にある、両県の医療計画に県境域の記載がある等)に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能。
- 社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって一定の要件(同族性を排除している、医療計画に記載がある等)に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施可能。

2

医療法の一部を改正する法律の施行スケジュールについて

○ 医療法の一部を改正する法律(改正医療法)の概要

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

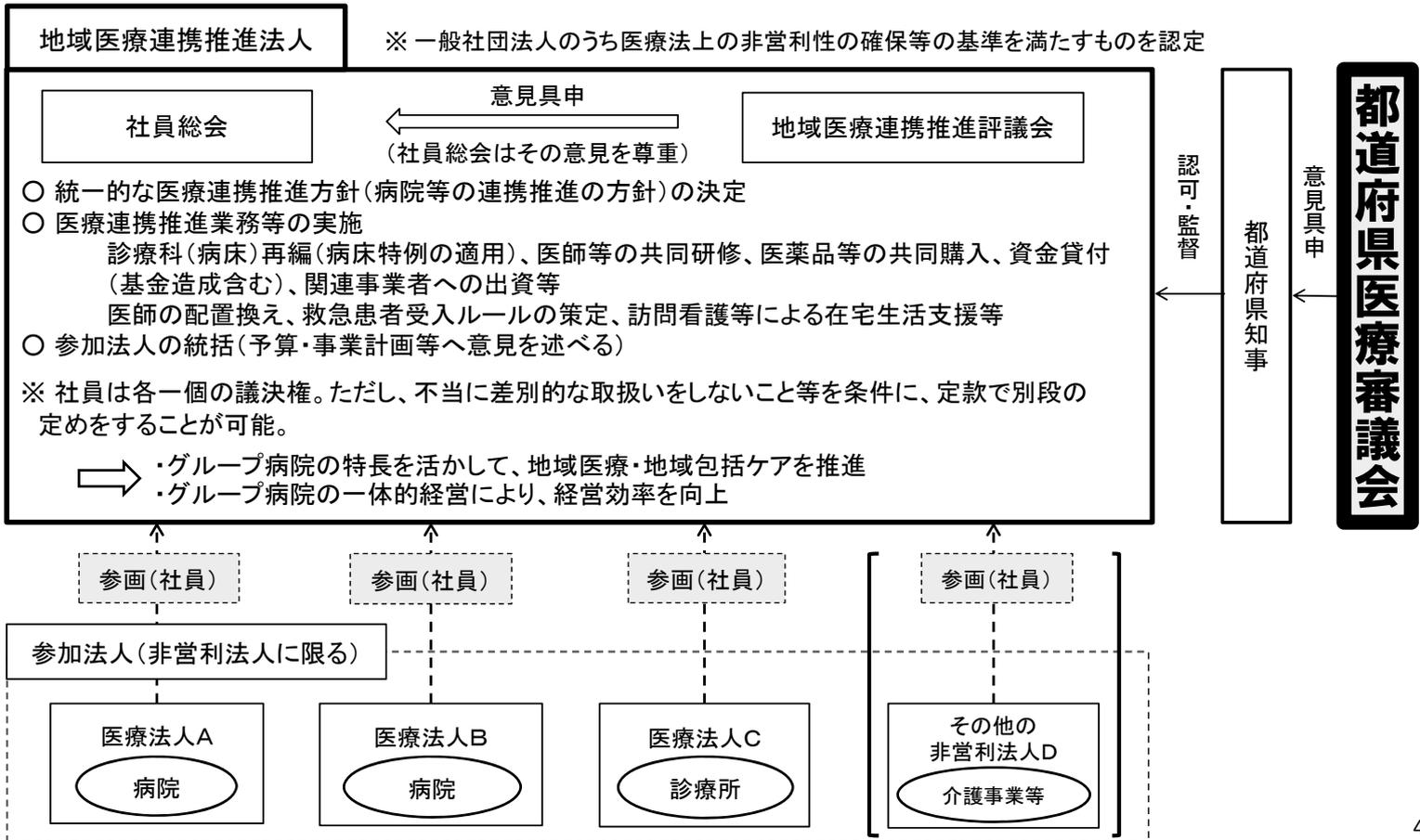
○ スケジュール

- ・ 平成27年4月3日 …改正医療法案 閣議決定・国会提出
- ・ 平成27年夏 …国会審議
- ・ 平成27年9月16日 …改正医療法 成立
- ・ 平成27年9月28日 …改正医療法 公布
- ・ 平成28年3月25日に関係政省令公布、9月1日施行
…改正医療法 第1段階施行(医療法人制度の見直し関係)
- ・ 平成28年10月～12月に関係政省令公布、平成29年4月2日施行
…改正医療法 第2段階施行
(地域医療連携推進法人制度の創設等関係)

※外部監査等については、平成28年4月に省令公布、平成29年4月以降に始まる会計年度において施行・適用

3

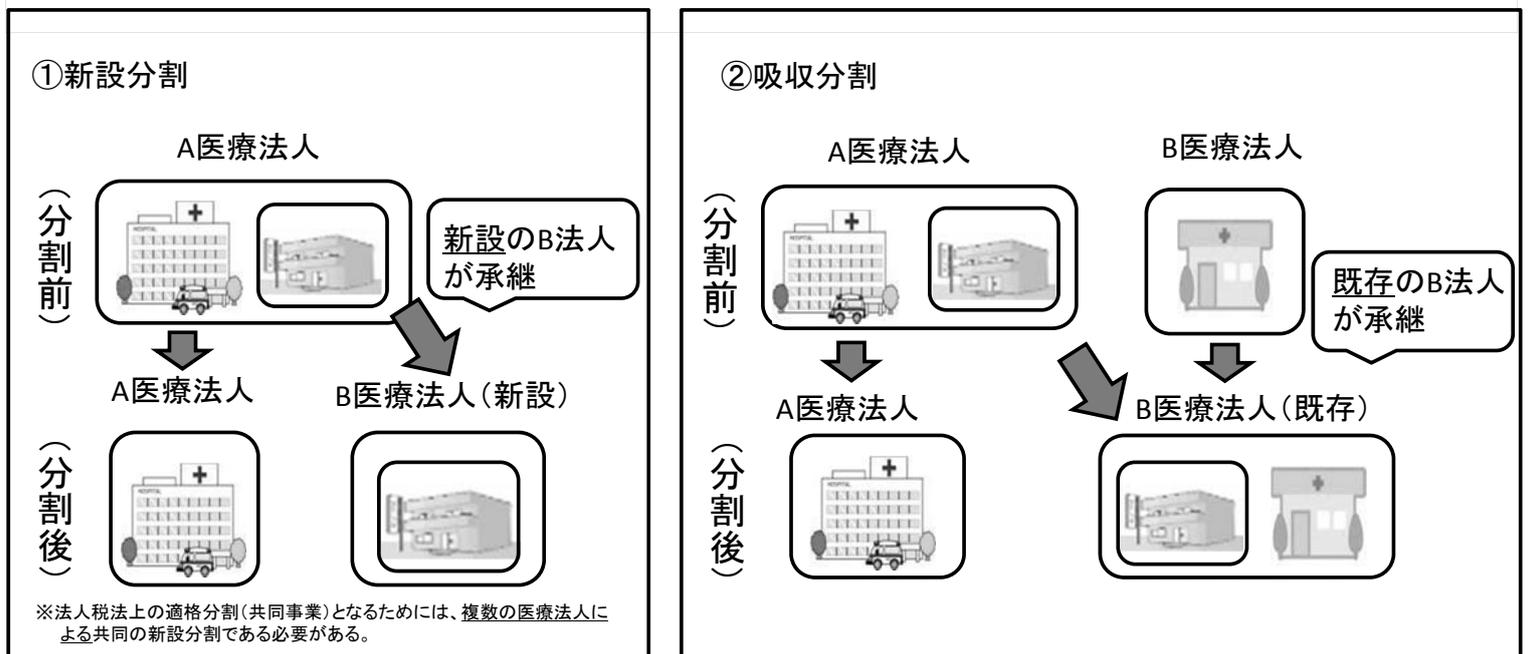
医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。



医療法人の分割の規定の整備

28年9月
施行

- 趣旨
医療法人において、合併と同様の手続を、分割についても整備。(第60条～第61条の6)
- 具体的内容
医療法人の病院事業等に関する権利義務を
 - ①新設分割: 新しく設立する医療法人に承継させること。
 - ②吸収分割: 既存の他の医療法人に承継させること。



※ 分割制度の対象とならない医療法人: 社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人等

1. 大綱の概要

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

2. 制度の内容

○ 地域における医療確保の観点から、平成27年に成立した改正医療法においては、周辺環境の変化など法人の責めに帰することができない事由(天災、人口減少等)により実績要件を満たせなくなり、社会医療法人(※)の認定を取り消された医療法人であっても、公的な法人運営などに関する要件を満たした上で、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画(実施計画)を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、引き続き収益業務を実施できる制度を創設した。

(※社会医療法人とは、救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療)を行う医療法人であり、法人税・固定資産税等が非課税)

○ 現状、社会医療法人の認定が取り消された場合には、それまでの所得の累積額(収益事業を除く)が取消年度の益金に一括して算入されるが、上記実施計画について知事の認定を受けた医療法人については、それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備(※)に係る取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずる。(公益認定法人と同様の仕組み) (※処置室・手術室等の新設・改築、MRI・CT等機器設備、救急自動車の更新・購入 等)

■ 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について(都道府県知事が認定)

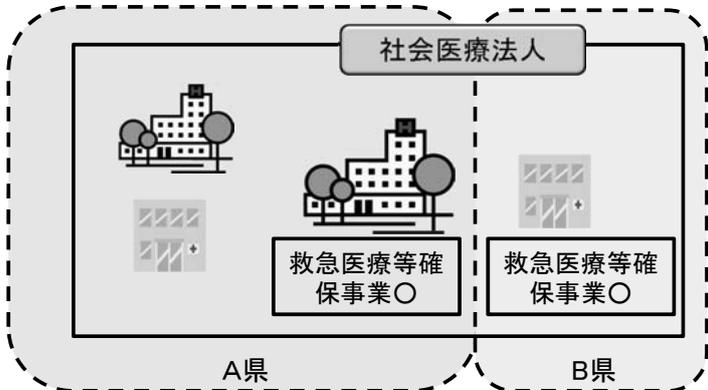
- 計画期間：12年以内(特別の事情がある場合には、18年以内)
- 医療法人が備えるべき主な要件(実績要件以外は社会医療法人と同じ要件)：
 - ・ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載
 - ・ 役員等についての同族性が排除されていること(1/3要件)
 - ・ 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること
 - ・ 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
 - ・ 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属すること

社会医療法人の認定要件の見直し(複数県に医療機関を開設している医療法人)

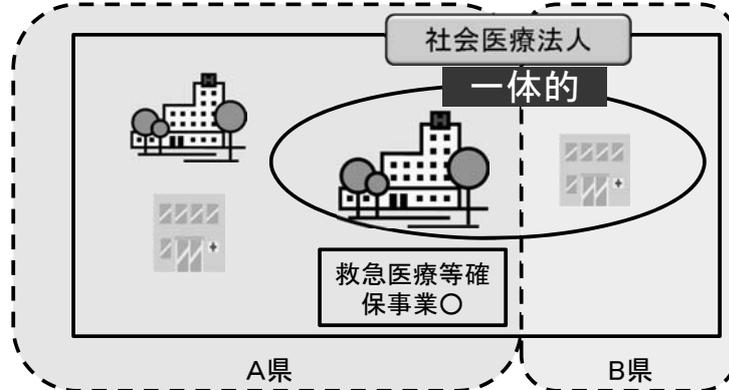
複数の都道府県において病院又は診療所を開設している医療法人が社会医療法人の認定を受けるためには、救急医療等確保事業に関する要件を、病院・診療所を開設する全ての都道府県で満たすことが必要。

今回の改正では、一つの都道府県にある基幹的な病院と、隣接する都道府県にある診療所において、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準を満たしている場合には、救急医療等確保事業に関する要件を病院の所在地の都道府県で満たしていれば、病院が所在しない診療所の所在地で救急医療等確保事業に関する要件を満たしていなくても、社会医療法人として認定できることとした。(法第42条の2第1項第4号ロ)

現行



改正(認定要件の追加)



※「一体的」の基準(省令)

- 病院及び診療所のそれぞれの所在地県の医療計画で県境域に関する事項を定めている
- 法人が開設する全ての病院等が、病院所在地の二次医療圏及びその隣接市町村に所在
- 法人が開設する全ての病院等が相互に近接している
- 当該病院が、当該診療所の医療提供において基幹的な役割を担っている

全ての都道府県で救急医療等確保事業に関する要件を満たす医療機関を開設していることが必要である。

A県の病院が救急医療等確保事業を実施するとともに、B県の診療所と医療の提供を一体的に行っている場合、社会医療法人としての認定ができることとした。

報告事項

- 医療法人部会及び在宅医療推進部会の決議の結果について

医療法人部会の決議の結果について

〔開催状況〕

○第45回医療法人部会（平成28年 5月23日）

〔認可状況等〕

設 立	61件 (病院1、医科31、歯科29)	認 可
解 散	7件 (医科6、歯科1)	認 可
合 併	1件 (病院1)	認 可
社会医療法人	2件 (病院2)	認 定

在宅医療推進部会の決議の結果について

■開催状況 第1回部会（平成28年 3月30日開催）

■議 案

○在宅医療に関する目標の追加

地域医療構想の策定や現行の保健医療計画策定後の状況を踏まえ、府として一層在宅医療の推進を図ることを目的に、現計画の目標（注）を補完する指標の追加を提案

【医科分野】	・在宅患者訪問診療を実施した実施件数
	・居宅等死亡率
【歯科分野】	・在宅療養支援歯科診療所を届出した歯科診療所数
【薬務分野】	・在宅患者調剤加算を届出した薬局数
【看護分野】	・訪問看護師数
	・中規模（常勤換算5人）以上の訪問看護ステーション数
	・病院と在宅医療を担う施設等の相互研修に参加した延べ看護師数

（注）現保健医療計画の在宅医療に係る目標

大阪府在宅医療モデルパターン数（※） 2パターン

※在宅医療の連携体制の構築を図るため、研修、医療資源の把握、在宅医療の提供体制などの取組み事例をまとめ、市町村等が在宅医療連携の取組みを行う際の参考となるもの

■審議結果

上記について、承認された。